

(別紙) 食品衛生法に基づく添加物の表示等について（新旧対照表）

改正後（新）			改正前（旧）		
食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成22年10月20日消食表第377号）			食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成22年10月20日消食表第377号）		
（略）			（略）		
別紙 1			別紙 1		
簡略名一覧表			簡略名一覧表		
物 質 名	簡 略 名		物 質 名	簡 略 名	
（略）	（略）		（略）	（略）	
酢酸ナトリウム	酢酸Na		酢酸ナトリウム	酢酸Na	
<u>サッカリンカルシウム</u>	<u>サッカリンCa</u>				
サッカリンナトリウム	サッカリンNa		サッカリンナトリウム	サッカリンNa	
（略）	（略）		（略）	（略）	
二酸化ケイ素	酸化ケイ素（微粒二酸化ケイ素を用いる場合は、 <u>酸化ケイ素のほか、「微粒二酸化ケイ素」</u> 、「微粒酸化ケイ素」，「微粒シリカゲル」という簡略名を用いることができる。）		二酸化ケイ素	酸化ケイ素（微粒二酸化ケイ素を用いる場合は、 <u>「微粒二酸化ケイ素」と表示するほか、「微粒酸化ケイ素」</u> ，「微粒シリカゲル」という簡略名を用いることができる。）	
（略）	（略）		（略）	（略）	
別紙 2（略）			別紙 2（略）		
別紙 3			別紙 3		
規則別表第 1 に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示			規則別表第 1 に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示		
1	甘味料，人口甘味料又は合成甘味料	（略） サッカリン <u>サッカリンカルシウム</u> サッカリンナトリウム （略）	1	甘味料，人口甘味料又は合成甘味料	（略） サッカリン サッカリンナトリウム （略）
2 ～ 8（略）			2 ～ 8（略）		
別紙 4			別紙 4		

各一括名の定義及びその添加物の範囲 1 ～ 6 （略） 7 香料 （１）～（２）（略） （３） 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。 （略） アニスアルデヒド <u>（３－アミノ－３－カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物</u> アミルアルコール （略） ２－エチル－５－メチルピラジン <u>２－エチル－６－メチルピラジン</u> ５－エチル－２－メチルピリジン （略） テルペン系炭化水素類 <u>トリメチルアミン</u> ２，３，５－トリメチルピラジン （略） ２－メチルブチルアルデヒド <u>t r a n s－２－メチル－２－ブテナール</u> ３－メチル－２－ブテナール （略） 8 ～14（略） 別紙 5 （略） 別添 1 ～ 3 〔略〕	各一括名の定義及びその添加物の範囲 1 ～ 6 （略） 7 香料 （１）～（２）（略） （３） 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。 （略） アニスアルデヒド アミルアルコール （略） ２－エチル－５－メチルピラジン ５－エチル－２－メチルピリジン （略） テルペン系炭化水素類 ２，３，５－トリメチルピラジン （略） ２－メチルブチルアルデヒド ３－メチル－２－ブテナール （略） 8 ～14（略） 別紙 5 （略） 別添 1 ～ 3 〔略〕
--	--